



中華民國 台灣投資通信

発行: 中華民國 經濟部 投資業務処 編集: 野村総合研究所(台湾)

May 2015

vol. 237

■ 今月のトピックス

「長期介護法」から見る台湾の長期介護サービスのニーズ及び潜在商機

■ 日本企業から見た台湾

～迪思科高科技股份有限公司副總經理、黒瀬康令氏インタビュー～

自社販売への切り替えでサービス体制を強化するDISCO

■ 台湾進出ガイド

保税区域内外の税金について

■ 台湾マクロ経済指標

■ インフォメーション

【 今月のトピックス 】

「長期介護法」から見る台湾の長期介護サービスのニーズ及び潜在商機

高齢化社会に伴う長期介護サービスへのニーズの高まりを受け、台湾の衛生福利部(日本の厚生労働省に相当)が推進している長期介護サービスの供給体制を規範する「長期介護サービス法」が8回に渡る協議の末、今月15日に立法院の3読通過した。当法規は2017年から運用開始の予定で、対象となる受益者は約80万人、長期介護サービスの年間市場規模は1,920億台湾元に達すると見られる。日本では既に20年以上前から高齢者介護制度の整備が進められており、今後の台湾における長期介護政策及び関連する産業ニーズについて、日本政府或いは事業者のこれまでの経験を導入する機会が増加していくものと考えられる。

長期介護へのニーズが急速に増加、拡大する潜在市場

行政院経建会(現在の国家発展委員会)の統計によると台湾における高齢者(65歳以上)が総人口に占める割合は2010年時点では約10%と、米国やイギリス、ドイツ等の先進国よりも低かった。しかし、この先20年後には、高齢者人口は総人口の20.4%を占めるまで拡大すると見られ、日本の2005年時点での高齢化率と類似した人口構造になることが予想されている。こうした状況が続くと、2050年以降台湾は世界で高齢者人口比率が最も高い国家の一つとなる。また、衛生福利部の統計によると2015年時点で身体が不自由或いは認知症等の介護が必要な人口は75.5万人に達しており、この内65歳以上が占める割合は約64%である。なお2031年には、要介護者数が120万人にまで増加すると見られ、この内高齢者が占める割合は79%、約95万人に達する。

こうした高齢化の進行に伴い、疾病の慢性化や介護内容の複雑化、介護時間の長期化等の問題も深刻化しており、家族構成の変化によって家庭内での相互扶助機能が低下し、長期介護に対するニーズが非常に切迫した状況にある。保険費用調査によると、長期介護にかかるサービス費用は提供されるサービス内容によって毎月平均約1.5～6万元と様々である。仮に毎月2万元とした場合、2015年の年間長期介護費用は1812億台湾元にも達し、非常に高い潜在力を秘めた市場であることが分かる。

長期介護サービス向けリソースの不足

長期介護サービスは提供されるサービスの内容により、在宅型、地域型、施設型の3つに分類される。衛生福利部が2010年に実施した調査によると、供給されている介護サービス量は約11.4万人/床であり、この内施設型が約68%、次いで在宅型が

25%を占める。これらサービスの運営概況統計によると、施設型によるサービス供給量は既に6.1万人に達し、供給可能総数/床数の80%を占めている。また、在宅型サービスの実質供給量は約3.1万人であり、提供可能数としている2.8万人を既に上回っている。こうしたデータからも分かるように、現在長期介護市場は需要過多の状況が生じている。

このため、衛生福利部はこうした長期介護について、サービス普及・サービス体系の確立、人材の拡充、クラウド等のICTとの結合によるサービス提供、情報システムの構築、立法及び指導等の発展戦略を打ち出しており、今後徐々に長期介護のサービス環境の改善・確立が進むと見られる。

長期介護サービス法の概要

今回行政院を通過した「長期介護サービス法」は、主に慢性病患者及び長期的な要介護者を対象としており、その内容は「長期介護サービス」、「人材管理」、「機関管理」、「要介護サービス者の権益保護」、「サービス発展奨励措置」の五大項目に基づく。またサービス内容により、在宅、地域、施設の三大サービス体系に分類され、地域型長期介護サービスを含む広い定義の下、単に施設で引き取るサービスだけでなく、その他あらゆるニーズに対応したサービスの選択が可能となっている。特に地域型及び在宅型の長期介護を優先的に推進し、長期介護基金の設置により、長期介護リソースが不足している地域でのサービスを拡充し、長期介護のインフラを構築しながら台湾の長期介護制度を整備していくことが明記されている。今後は、要介護状態が半年以上継続している、或いは半年以上継続する見込みである場合、長期介護の申請が可能となり、またその家族に対してもサポートが提供され、在宅介護の質の向上を目指している。総括的に、長期介護サービス法は長期介護サービス制度実施の枠組みとなるものであり、プレイヤーとなるサービス提供者、サービス利用者及び政府間の資金の流れについては含まれない。関連する費用については別途「長期介護保険法」に基づき検討される。

今後の動向と潜在商機

現在衛生福利部が計画している「長期介護保険法」制度は、現状の健康保険制度と類似しており、サービス資金(保険料)を政府、事業主及び被保険者の3方で負担する。今後は医療に属する支出は健康保険でカバーし、長期介護に属する支出は長期介護保険でカバーする。なお、長期介護保険の給付項目は、介護サービス、家事サービス、安全見守りサービス、看護サービス、生活自立・リハビリ訓練サービス、補助器具サービス、住居空間バリアフリープラン・メンテナンスサービス、交通送迎サービス、呼吸器疾患サポートサービス、介護訓練サービス、介護コンサルティングサービス、訪問サービス、介護者手当・その他管轄機関による情報公表サービス等が含まれる。将来的には、介護サービス利用者は保険給付の申請を行わなくてはならず、審査を経て、介護プラン及び必要なサービスの等級が認定される。また「現物給付を主とし、介護者手当で補足」する方法に基づき、サービス利用者が必要なサービスを選択する形で実施される。具体的には、保険サービス機関からサービスを提供してもらうか、或いはサービスリソースを提供してもらう方法を選択することも可能である。現在の介護保険に関する初期計画を見ても分かるように、台湾の介護サービス制度は将来的な市場化を見据えたシステム作りとなっており、今後は保険サービス機関が実施する介護認定の他、これに関連する様々なサービス商品が登場してくるものと考えられる。

日本では1990年より高齢者介護制度の整備が進み、既に20年以上が経過している。制度面だけでなく人材、管理、市場のいずれの面でも多角的に発展しており、長期介護サービス制度が始まったばかりの台湾にとって参考すべき点が多い。政策プランや産業ニーズ等、今後日本政府や各事業者の経験から学ぶ機会はますます増えてくるであろう。

(江啟漢:c-chiang@nri.co.jp)